

第15回おおた工業フェア 出展に関する規約

1. 基本条件

- (1) 出展者は、出展概要に記載した内容を展示するものとします。
- (2) 主催者は、申込書の記載内容が本展示会の趣旨に合致しない場合には申込者に対し、出展をお断りする場合があります。
- (3) 出展者は、出展申込書記載内容のうち、企業の概要、出展する製品、技術等に関する内容などについて主催者がパンフレット、ホームページ等に記載する事に同意するものとします。

2. 申込金および出展小間料の請求

- (1) 主催者事務局が出展申込書を受け取り、記載内容について承認した場合、主催者事務局より出展許可証および請求書を発行させていただきます。
- (2) 出展料は、1小間あたり区内企業¥31,500(税込)、区外企業¥52,500(税込)とし、この金額が出展小間料の請求額となります。
- (3) 出展者は、出展小間料の請求額を後日送付する請求書の指定する期日（平成22年11月30日(火)予定）までに指定の銀行口座にお振込みください。
- (4) 振込手数料については、出展者が負担するものとします。
- (5) 期日までに出展料のお支払いが確認できない場合、出展のお申込みを取り消させていただきますことがあります。

3. 出展申込みの取消

- (1) 出展申込後の小間の取消し、変更は原則として認めないものとします。
- (2) 申込者の都合により、小間の取消しまたは変更があった場合には、申込者はその旨を主催者事務局宛に必ず書面にて通知してください。尚、その際には、出展小間料に相当する金額をキャンセル料として申し受けますので、予めご了承ください。

4. 小間位置の決定

- (1) 小間位置に関しては、会場ゾーニング、出展小間数などを考慮して主催者事務局が決定します。
- (2) 小間位置の決定後、展示効果の向上のために、主催者事務局側で小間図面の変更、小間の再配置を行うことがありますので、予めご了承ください。出展者は小間位置の変更に対する賠償請求は行えないものとします。

5. 小間位置の転貸等の禁止

出展者は、配置決定小間の全部または一部を第三者に転貸、売買、交換または譲渡することはできません。

6. 共同出展の取扱い

2社以上の申込者が共同で出展する場合、1社が代表して申込み、共同出展する社名等を申込時に主催者事務局に通知するものとします。

7. 出展物等の設置および撤去

- (1) 出展者は、予め主催者事務局より通知された時間内に出展物等の会場への搬入および設置を行うものとします。
- (2) 出展者は、小間内の出展物等の設置を会期初日の午前8時30分までに完了させるものとします。
- (3) 出展者が、(2)の時刻までに小間を占有しなければ、主催者事務局は契約が解除されたものとみなし、当該小間位置を主催者事務局が使用できる権利を有するものとします。
- (4) (3)により契約を解除された出展者は、同日に解除した場合のキャンセル料として、出展小間金額に相当する金額を支払うものとします。
- (5) 出展者は、会期中の出展物等の搬出、移動および搬入の際には、必ず主催者事務局の承認を得た後に作業を行うものとします。
- (6) 出展者は、小間内出展物、装飾品等を、予め主催者事務局より指定される時間内に指定される運搬方法で撤去するものとします。指定された時刻までに撤去されない物については、出展者の費用により主催者事務局が撤去します。

8. 展示場の使用

- (1) 実演または他の宣伝営業活動は、すべて出展展示小間内において行うものとします。
- (2) 出展者は、実演または宣伝活動のために、小間近くの通路が混雑し、他の出展者の営業活動を妨害することがないよう責任を持つものとします。
- (3) 出展者は、隣接する小間の妨害となるような小間の設営を行うことはできません。
- (4) 主催者事務局は、隣接する小間の出展者から苦情が出た場合、主催者事務局が展示会運営上の立場から小間の変更が必要であると判断した場合、当該小間の出展者は、その求めに応じるものとします。
- (5) 主催者事務局は、出展に係る音、操作、材料、その他の理由から問題があると思われる展示物または展示会の目的にそぐわない展示物の展示を制限、禁止または撤去する権限を有するものとします。
- (6) 主催者事務局は、展示会運営上の立場から問題があると判断した場合、展示に係る人、物、行為、印刷物等を制限、禁止または撤去する権限を有するものとします。
- (7) 主催者側は、(5)および(6)による制限、禁止または撤去により当該出展者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

9. 主催者の管理と免責

- (1) 主催者は、出展物の管理および保全について事故防止に最善の注意を払うものとします。
- (2) 主催者は、天災その他やむを得ない事情および主催者に起因しない事由により生じた出展者およびその関係者の損失または損害(盗難、紛失、火災、損害等)について、一切の責任を負わないものとします。

10. 損害賠償

- (1) 主催者は、いかなる事由においても、出展者およびその雇用者・関係者が展示小間を使用することにおいて生じた人身および物品に対する傷害および損害等に対し、一切の責任を負わないものとします。
- (2) 出展者は、その従業員・関係者・代理人の不注意などによって生じた展示会場内およびその周辺の建造物・設備に対するすべての損害について、ただちに賠償するものとします。

11. 展示会の中止

- (1) 主催者に起因しない事由により開催が妨害された場合、主催者の判断により会期の変更または開催を中止することがあります。
- (2) 主催者は、(1)により生じた損失または損害について、一切の責任を負わないものとします。

12. 個人情報の取扱いについて

- (1) 展示会実施に係る個人情報の取り扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」およびその他の関係法令を遵守いたします。
- (2) 個人情報を収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲内で行うことを明らかにした上で、本人の意思による情報の提供を受けることを原則とします。また、個人情報の収集目的を超えた事務局内における利用および事務局以外の者への提供は、今後の大田区自主事業に係る案内や大田区および関連団体からの大田区の施設およびこれに関連する内容の案内・照会等の場合を除き、一切いたしません。

13. 規則の遵守

出展者は、出展の申込を以って、主催者が定める展示会の実施に係る規約を遵守することに同意するものとします。

以上



財団法人大田区産業振興協会

〒144-0035 東京都大田区南蒲田一丁目20番20号 大田区産業プラザ(PiO)3階
TEL : 03(3733)6477 FAX : 03(3733)6459 www.pio-ota.jp/k-fair/15/